

# 視察調査報告書

委員会名	文教生活常任委員会
参加者	委員長 小木曾 智洋 副委員長 柴田 敏光 委員 新免 悠香 蜂須賀喜久好 小田 高之 野島 さつき 三宅 健司 築瀬 太 山崎 憲伸
視察日時	平成30年1月22日(月) 13:30～15:00
視察先・概要	岡山県岡山市 人口：719,474人 世帯数：311,185世帯 面積：789.95k㎡ 特記事項：住みよさランキング2017(東洋経済)総合266位 (安心372位、利便206位、快適203位、富裕188位、住居677位)
視察項目	「岡山市地域協働学校」について
視察概要	<p>1 目的</p> <p>岡山市では、コミュニティー・スクールのことを「地域協働学校」と呼んでおり、家庭・学校・地域社会をつなぎ、3者協働による「自立」する子どもの育成を具現化し、学校を開き、学校運営を活性化するとともに、家庭や地域社会の教育力向上を図るシステムをつくるため、各学校に保護者や地域住民が学校運営に参画する「地域協働学校運営協議会」を設置する。</p> <p>また、子供の育ちを連続的に支援するシステムを作るため、中学校区内に存在する全ての学校を「地域協働学校」として同時に指定するよう努め、さらに「連絡会」を開催し、各地域協働学校運営協議会相互の連携を強化する。</p> <p>2 理念</p> <p>地域協働学校は、地域住民や保護者等が一定の権限を持って学校運営に参加する合議制の機関であり、中学校区を一つの地域とみなし、学校・園、家庭、地域社会がそれぞれの役割を果たしながら、元気な学校・園、元気な子供を地域で持続的に育てていくという理念に基づき、運営されるもの。</p> <p>3 岡山型一貫教育と地域協働学校</p> <p>地域協働学校は中学校区単位で指定し、認定こども園・保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校が共通の課題を持った運命共同体であるという意識から、就学前から義務教育修了までを段差のない連続した流れにする「岡山型一貫教育」を縦のつながりとして行い、その中で、家庭・保護者や地域住民などが学校・園と協働する地域協働学校を横のつながりとして行っている。</p>

	<p>学校運営協議会のメンバーは、PTA会長、保護者、町内会長、民生委員・主任児童委員、大学教授や元学校園長などの学識経験者である。</p> <p>4 経緯</p> <p>(1) 平成14～16年度に岡輝中学校区が文部科学省の指定を受け、「新しいタイプの学校運営の在り方に関する実践研究」に取り組む。</p> <p>(2) 平成16～18年度に新しい学校運営調査研究モデル校事業「岡山市地域協働学校づくり事業」の推進校として、市立3中学校区19校園を指定する。</p> <p>(3) 平成19～21年度に「岡山市地域協働学校推進事業」を行い、モデル校事業終了後の地域協働学校の拡大を狙った取り組みを行う。</p> <p>(4) 平成29年4月1日現在で31中学校区164校園を指定している。</p> <p>5 今後の展開</p> <p>地域協働学校を設置しやすくするため、「学校運営への支援」「校長のリーダーシップの発揮」「任用に関する意見申出の柔軟化」「複数校での設置」の4点について制度変更を行う。</p>
<p>所 感</p> <p>視察しての感想や岡崎市への提言など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域が学校に一定の権限を持って学校運営に参画するという一方で、岡山市の運営内容等について説明を受けた。本市ではまだ積極的な取り組みは行われていないが、各小学校区単位で各種団体が協力して学校と地域のつながりはできている。岡山市では運営委員会等を設置して行われているということであるが、あくまで学校が主体でなくてはならないと感じた。地域の声の大きな人が中心となると、学校教育の方向性に支障も考えられるため、地域の委員の方々は提言、サポートとして取り組むのがよいのではないかと感じた。本市も子供たちを学校任せにするのではなく、地域と一緒に育てていくということに今以上にしっかりと取り組むことが必要であるのではないかと考える。子供たちの考え等、聞き役となれることが重要であると思う。</li> <li>・今現在、岡崎市では総合的学習で地域に出て行ったり、地域の人々が学校に来て教えたりという取り組みはしているが、文部科学省のいう「学校を核とした地域づくりを目指し、地域と学校が相互にパートナーとして連携、協働して行う」とは若干違うので、「相互にパートナーとして連携、協働」という点から双方向での協力が必要だと思う。岡山市では、学校からの報告で終わってしまいマンネリ化しているところもあるとの報告もあったので、地域協働学校を始める際には気を付けなければいけない。また、運営委員の高齢化も問題となっているとの報告もあった。高齢化は全国的な問題であり、本市も例外ではないので、対策を考えておかないといけない。</li> <li>・岡山市地域協働学校は今年で16年目を迎えるが、当初の設置の目的、機能、運営の在り方がマンネリ化し、報告の場と化し、組織結成後の方向性に問題を持たれている。政府は、法律を5年後の施行をめどに定め、義務化に移行する。本市も学校、地域、PTAが常に連携を取っている</li> </ul>

ので心配はないが、いかに初期の思いを教員、地域、PTAが共有化し、実現していくかが一番大切である。マンネリ、形骸化に対応していく必要を感じる。

・コミュニティー・スクールの設置は、今後国において強く進めていくとの話を伺うことができた。本市でも、現状の仕組みをうまく使いながら、よりよい地域と一体となったコミュニティー・スクールの在り方を実施されることを望む。

・小学校ごとに学校運営協議会を設置し、保護者や地域と一体となって子供たちを育てていくことで、課題の解決に結びつけているとのことだった。幼保から中学までが一緒に協議しているのは珍しいと思った。本市でも中学校区ごとに健全育成協議会があり、地域差があるとは思いますが、常磐学区では総代会、民生児童委員、保護司、学校長、警察、PTA等地域の人たちが活発に意見を出し合い、児童生徒の成長を多くの目で見守っている感があり、地域と学校が一体となっていると思う。

・子供のために学校、地域、保護者が課題を共有し、その解決のために協議できるしくみは大変意義がある。平成29年3月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正が行われ、「置くことができる」から「置くように努めなければならない」となった。本市においても、早急に検討をしていく必要がある。さらには、この制度が教職員の働き方の改善にもつながれば、なおよいと考える。

・文科省の進めるコミュニティー・スクールの先進の事例であるが、中学校区を基盤としていることと園まで含んでいることが特徴的と言える。0歳から義務教育修了までの岡山型一貫教育を表すものである。聞くところによると、岡山市では、地縁組織や地域コミュニティーの単位が中学校区であるとのこと。本市は小学校区が主な地域単位となっており、そのため小学校区を基盤に小学校と園、中学校と小学校といったそれぞれの連携になっており、地域性の違いはあるものの、本市における学校評議委員会(OC委員会)と中学校区児童生徒健全育成協議会の機能をあわせ持ったもののように感じられた。いずれにしても、地域協働学校では「学区」というものが大きく影響してくるであろう。岡山市では小学校区が複数の中学校区に分かれることはないそうであるが、本市では小学校区と中学校区にずれがあり、岡山型一貫教育をそのまま当てはめることは困難である。ただ、本市では過大校にのみ認められている隣接校区への越境進学を岡山市では基本的には全てに認めている点は興味深く感じた。この近隣越境進学を認めるとともに、小学校区基盤のコミュニティー・スクールの推進していくことにより、小中校区のずれと小学校区基盤といった本市の特徴を生かしながら、小学校から中学校進学時の不安や課題を解決していくことにつながるのではないだろうか。視察前は、上記の協議会や「開かれた学校」「家庭・地域・学校の連携」など、似たようなことは本市においても既に取り組んでいるし、ただ文科省のモデル事例を拝見するだけぐらいと思っていたが、

	<p>説明を伺い、本市においてもさまざまな課題解決の取り組みがまだまだあるのではないかとその可能性を感じたところである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校運営に地域が関わることの重要性を改めて認識できた。</li> </ul>
<p>委員長の総括</p>	<p>岡山市地域協働学校は、平成 29 年 4 月施行の改正地教行法により努力義務とされた学校運営協議会制度を中学校区全体の小学校、幼稚園、保育園まで広げ、幼保小中一貫教育の考え方も取り入れ、連絡会により全体調整を行うといった平成 14 年度より地域協働学校の名称で取り入れられた制度である。発端としては、ある中学校が当時非常に荒れていたため、地元地域に協力を求めたものであった。</p> <p>本市では、文科省の方針である学校評価制度や開かれた学校としての中学校区を単位とする児童生徒健全育成協議会によりその役割を担っているため、早急に対応すべき状況ではない。本市は岡山市と違い、小学校区が一つの中学校区に含まれるとは限らず、複数の中学校区にまたがる場合がある。そのため、岡山市のように中学校区を 1 単位とすることにはなじまない。根拠法が努力義務であるうちはよいが、義務化されるとなると学区割全体を見直す必要に迫られることが考えられる。また、岡山市では法整備以前より取り入れられた制度であるため、当初より予算措置がほとんど取られず、この状況が現在まで続いているようであった。その他、学校運営協議会の権限には人事に関する部分が含まれるため、学校、協議会ともにこの部分の扱いに最新の注意が必要と思われる。</p>